

令和4年あきる野市農業委員会 3月総会議事録

令和4年3月25日（金）午後1時30分、令和4年あきる野市農業委員会3月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、坂本博、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- 第1号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について
- 第4号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 第6号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 第7号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは、皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。3月21日をもって新型コロナウイルス感染症拡大に伴うまん延防止等重点措置が解除されまして、久しぶりの全員の総会となりました。引き続き、対策を取りながら総会を進行していきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、ただ今から、令和4年あきる野市農業委員会3月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶、よろしくお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会に出席していただきまして、ありがとうございます。久しぶりに全員集まった総会です。これがずっと続くのか、束の間なのか分かりませんが、皆さん体をご自愛いただきまして、ぜひコロナを吹き飛ばすような勢いで頑張ってくださいと思います。今日は案件が今までで一番多いのではないかと思います。また、全員協議会もかなりありますので、ぜひ皆さま活発なご議論とともにスムーズな進行にご協力をいただきまして、よろしくお願いいたします。

(事務局長) 続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございません。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うまん延防止等重点措置の解除を受け、今回の総会から通常通り、農業委員、推進委員、全員出席で開催することとしております。本日の署名委員は平野委員と大福委員です。よろしくお願いいたします。

(事務局長) それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日は〇〇委員の関連案件が、第1号議案と第6号議案で合計2件ございますので、まずはそちらから審議いたします。それでは、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは、第1号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和4年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。それでは報告します。先日22日に事務局2名と平野委員とで現地を調査してまいりました。地図は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず、〇〇〇-〇に関してはビニールハウスがございまして、その中でイモ等の保存の穴が

開いている形で使われている事が分かりました。△△△-△はトンネルで栽培されている状態を確認できました。□□□-□はきれいに耕耘されている状況でした。そして道の反対側、◇◇◇は道付きの方には小さなビニールハウスがありまして、そこには機材が置いてあり、奥には畑地が広がっていて、そこはきれいに耕耘されておりました。少し西側にある▽▽▽-▽はビニールハウスがありまして、中ではアスパラが栽培されて、今、まさに収穫のところのようです。以上5筆は適切に管理されていることが確認できました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますでしょうか?・・・よろしいですか?それでは、適格者証明を受ける〇〇〇〇さんに入ってください。質問がありましたら、お願いいたします。

(〇〇委員 入室)

(議長) それでは、早速ですけれども、今後の目標等、一言お願いいたします。

(〇〇委員) 〇〇です。今日は私のために、いろいろありがとうございます。自分はもう就農して35年を過ぎるのですが、当時作ったハウスなどが全部壊れたり、痛んだりして、現状維持でいいかなと思っていた時もあったのですが、2年程前に息子が就農しまして、新しくイチゴの生産、また販売等を始めたこともありまして、このまま農業を続けていこうということで話も決まりましたので、しっかり納税猶予を受けまして、そして規模拡大と言いますか、新しくハウス等建ててイチゴの摘み取り等もやっていきたいというような意志もありますので、適格者証明を受けるにあたって皆さまにご迷惑をおかけしないように、これからもやっていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

(議長) ご本人の説明が終わりました。何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?それでは〇〇さん、どうもありがとうございました。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは、ご質問はよろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして、第6号議案、番号2について審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。第6号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和4年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第6号議案・番号2 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。現地調査は先ほどと同日に行ってまいりました。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状は良く耕耘されていて草ひとつない状態でした。良く管理されていると思われます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号2について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、第2号議案、収受175について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和4年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・収受175 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、収受175について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。先日22日に宮崎委員と事務局とともに現地を確認してまいりました。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地3筆の南側にある家が、今回購入される〇〇〇〇さんのご自宅になります。ご自宅のすぐ近くということですね。土地の方は現在部分的にノラボウとかネギが栽培されておりまして、それ以外の所はきれいに耕耘されていて、農地としてしっかり使われていることを確認してまいりました。今回は親戚から買うということになっているようです。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受175について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受180、収受181についてですが、こちらは関連案件のため一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。

(第2号議案・収受180 朗読)

(第2号議案・収受181 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、収受180、収受181について、担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。ご説明します。地図は12ページになります。今週の月曜日、22日に栗原委員と事務局の方と現地を見て来ました。

(現地案内図 説明)

先月の所有権移転でもって、ストライプの〇〇〇の北側の所が〇〇〇〇さんの畑になりまして、その東側の畑と続き地となりました。ストライプの〇〇〇は□□□□さんの所有地で、南側に道路があるのですが、ここは高低差が2メートルほどの石垣になっていまして、南側からのアプローチはできない。北側からしか入れないのですが、北側からは畑に囲まれていて袋地になっているという所です。現状は梅が植えられているのですが、ご主人が亡くなられて管理が行き届いているという状況ではありません。この北側を〇〇〇〇さんが先月別の方から譲り受けて、同じように梅が植えられているのですが、もし今回こちらが承認されれば、〇〇〇〇さんの農地になっていくということで、先月譲り受けた土地と併せて抜根して、奥まった所で使いづらい所でしたが、北側の道路からのアプローチができて、一体で使えるようになるので、妥当な話ではないかなと思います。グレーの△△△-△、◇◇◇ですが、ここは南側の道路から、かなりきつい傾斜の斜面になっていまして、この辺りは一帯的に梅の木が植えられているという状況です。◇◇◇の北側が□□□□さんの梅林になっていまして、この辺りについてはきれいに管理されています。報告は以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) 〇〇〇は南側は段差があって、入れないと。北側から入って来るということは、この〇〇〇の北側の所は自分の土地なのですか？

(宮崎委員) はい。こちらは先月別の方から所有権移転をして、今は〇〇〇〇さんの畑に変わっています。その東側も〇〇〇〇さんの畑なので、今回の〇〇〇と合わせて計3筆が1枚の畑として使えるということになります。

(嶋崎委員) それで北側から入って来れるということですね。

(宮崎委員) そうですね。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受180、収受181について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、経由13について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和4年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・経由13 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、経路13について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。先ほどと同じく、22日に宮崎委員と事務局と現地を確認してまいりました。地図は13ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

現地は目の前が秋川です。川から一段上がった所になるのですが、正直農地というのは難しいかなという、草地というか、そういった感じに現状はなっております。大きな石とかも結構ありまして、かなり長い間特に何も使われていなかったのではないかな、というように感じられます。この〇〇〇-〇を含めたこちら一帯の場所を再開発をして、〇〇〇さんが新たに宿泊施設を建設する予定だそうです。周りは全部川になっていまして、本当にこの〇〇〇-〇だけがポツンとあるという形なので、ここに建物が建ったとしても特に周りに農地がありませんので、影響はないと思います。すごく景観の良い所ですし、草地にしておくぐらいだったら、観光に活用していただいた方がいいのかなというような場所がございます。報告は以上です。ご審議の程よろしくお願いたします。

(議長) では次に、転用理由の説明をお願いします。

(事務局) はい。転用理由書をいただいておりますので、読み上げます。

(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。以上になります。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) この農地以外の所有地は、現在は雑種地か何か、河川敷というわけにはいかないから、雑種地か何か・・・地目は何でしょうか？

(事務局次長) 基本的には雑種地及び宅地になっております。ほぼ河川と一体となっている地域にはなっております、〇〇〇さんの所有地になっております。たまたま、この〇〇〇-〇だけが農地で、その周りを〇〇〇さんが持っている関係で、ここを購入して一帯として開発をしたいという形で申請がきております。以上です。

(小川委員) 分かりました。

(嶋崎委員) 以前、ここは何かで見たような気がするんですけど・・・

(宮崎委員) はい。あの、これ、私も聞きたかったのですが、3,4年前ですかね、□□さんがこの土地を買われた経緯を、何かご存知だったら教えてほしいのですが。

(事務局次長) 私が伺っているところでは、以前、3年程前ですかね、ここの以前の所有者さんが遠方に住んでいて、この農地の維持管理ができないということで、面積的な要件を満たしている□□さんに相談がありました。□□さんは〇〇〇さんで働いている関係で、ここなら行き来ができるということで、購入の資格もあったので、農地法第3条で農地として購入をしたと。当時は3年間耕作をするという話でしたが、河川敷に近いので石が多かったりとかで、なかなか農業としてやることができているという実態があったようです。〇〇〇さんの経営状況もあまり芳しくないということで、新しく事業をやるという中で、□□さんが持っている土地があったので、そこを□□さんから購入して一帯としてやりたいと。□□さんの的にも畑としてや

るつもりで買っていたのですが、農地として使用するのが難しいというところもあって、売買という形になったというところがございます。宮崎委員からのご指摘のように、あくまで3年間耕作をするというところで、当初はできていたような話は聞いているのですが、やはり石が多くて結局作物が思うように育たなかったというところで、農地として使えなかったということは聞いております。流れとしては以上でございます。

(議長) いかがでしょうか？何かご質問ございますか？・・・これは法的には？

(事務局長) 特には問題はないです。あとは当初、3年前、もともと宿泊施設の建設予定というのは全くなかったというのは聞いております。ここでこういう事業が出て、たまたまこういう形になったということで、事前に宿泊施設を造るために農地を買ったということではない、という事は確認できておりますので。

(議長) 他にご質問ございますか？

(田中克博委員) あの、この□□さんは面積要件を満たしているという事は、3,000㎡持っているということで、他の畑はしっかりと耕作されている様子はあるのですか？

(事務局次長) はい。私が伺っているところでは、五日市の●●とかにもいくつか持っていて、特に出荷とかはしていないのですが、体験農園的な感じで、若い方を呼んだりとか、外国人を呼んだりとか、そういった形でいろいろな人を呼び込んだ形の農業をしております。それで、一部の農地は一時肥培管理が厳しいんじゃないかというお話もあったのですが、最近はしっかり耕作をされているようでございます。状況としてはそういうところでございます。以上です。

(栗原委員) 今、説明があった自宅横のビニールハウスで、月に1回ぐらいマルシェとかをやっているんですね。いろいろ自分のところに人を呼んで、そういったイベント的なことはやられているようです。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、經由13の農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和4年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明いたします。3月22日に長濱委員、事務局2人と現地調査に行ってまいりました。地図は14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず、○○○-○にはハウスがありまして、出荷を控えた野菜苗の栽培がされておりました。

△△△-△はコマツナ、ホウレンソウなどの葉物系をトンネルできれいに、調査当日は寒いみぞれ交じりの日でしたが、本当にきれいに全部トンネルがかかっておりました。□□□-□、こちらはハウスが1棟あって、これからキュウリの苗が入って来るといことで作付けの準備をされております。あと、カブやタマネギをきれいに栽培して、こちらの農地も全て草1本ないというような状況でありました。◇◇◇は柿が50本ほど植えてありまして、下草の管理もきれいにされておりました。▽▽▽-▽、こちらはハウスが2棟ありまして、こちらの方も山東菜という韓国系の料理に使う野菜がきれいに作付けされておりました。○○○○さんは出荷先としては野菜の仲卸の方に出荷されているというお話を聞きました。また、息子さんの□さんはファーマーズセンターの会員でもあり、花壇苗を中心に出荷等されておりました、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。現地調査につきましては、同日に行ってまいりました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は梅が約20本。きれいに下草も刈られて栽培されて、畑の周りにはノラボウがぐるりと一周植えてありまして、収穫した様子も伺えました。続いて、16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

北側の5分の1ぐらいはブルーベリーが植わっておりまして、残りの3分の1ぐらいはノラボウ、ネギ、あとは、いつでも耕作できるようにきれいに耕耘されて管理されておりました。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。地図は17ページをお開きください。3月22日に事務局1名と現地調査に行っていました。

(現地案内図 説明)

畑の方は東西に柵が作られていて、20メートルちょっとぐらいの所に、ダイコンが3分の1、ベツトにして5ベツトぐらい。中央部にコマツナが6ベツトぐらいありまして、南の3分の1ぐらいは耕耘してあるというような状況でした。申請人の住所が●●●市ということなのですが、多分来ているのはご本人をはじめ、身内の方がこまめに来て、年間通して細々作付けをされている様子はありますので、草だらけにしてしまうようなこともありませんので、ちょっと遠いですが問題ないかと思えます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中克博委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第5号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の特例を受けている農地等については、次のとおり自ら農地として使用していることを確認する。令和4年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。同じく22日に宮崎委員と事務局とともに現地を確認してまいりました。地図は18ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

現地は栗がメインで、他に梅等の果樹が植えてあります。以前はイチジクなんかもあった記憶があるのですが、こちらは毎年10月に行っている納税猶予地の調査で、私が農業委員になってからずっと毎年見させていただいております。下草の現況なんかはその年その年で若干差があったりもするのですが、基本的には毎年管理されていまして、特段問題ないかと思えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1について、自ら農地として使用している事を確認する事に、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第5号議案・番号2 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。地図は19ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇ですが、こちらの西側には1列植木が、シキミだと思うのですが、それが何本か植わっていて、東側は直近で耕耘されたような形で、非常にきれいに使われている事が確認できました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号2について、自ら農地として使用している事を確認する事に、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第5号議案・番号3 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。先ほどと同じ、地図は19ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この3筆は1枚の畑として利用されています。北側の方にノラボウやネギなどが少量作付けされていました。あと、南側のかかなりの部分はきれいに耕耘されていました。ただ、耕耘されたのが、ちょっと時間が経っているのか、5センチぐらいの草がパラパラと生え出しているという状況ではありましたが、管理されているように見受けられます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(嶋崎委員) ここは、毎朝毎晩通っているけど、草が生えると、うなっているだけなんですよ。それでいいのですか?。自分で作っているのは見た事ない。一番目立つ場所ですから。

(笹本委員) あ、いいですか?今の嶋崎委員の話を受けて、私は今回のこの案件は初めてなんですけど、農業委員の方で畑を使っているかのチェックは、要は草が生えてないかどうかというのを重点的に見るじゃないですか。税務署からの指示の場合は、経済活動が行われているかどうかを見てくださ、ということと言われることが多いという話をどこかで聞いたことがあるんですよ。特にそういうチェックポイントというのはないのですか?今その、何も作ってない

けどいいの？というところに繋がっていくことになるんですけど、それはどうなんでしょう？
判断基準は。

(事務局次長) 一応補足をさせていただくと、農地とはという定義のところになってきてしまうのですが、本来であれば耕作されて作付けてある所が農地というイメージで皆さまお持ちだと思
うのですが、今、農地法で言う農地というのは、耕耘をして作付けられる状態であれば農地と
してみなすという形になっております。今回の納税猶予の調整区域の畑については、あくまで
農地になっているかというところで行くと、耕耘をすればいつでも作付けできる状態は維持で
きていると。〇〇さんについても一部使っているのと、草が生えてくるとJAさんをお願いし
てきれいにさせていただいていると聞いていますので、農地としての状態は何とか維持でき
ているという基準にはのってくるのかな、というところでございます。

(嶋崎委員) 「自ら農地として使用」と議案書に書いてありますよね。「農地として使用」とはどう
いうことなんでしょう？ただ、うなってあれば？農地は何の為に使うのですか？野菜を作るた
めに。そう言ったらね、草だけ耕耘しておけば十分なんですか？ちょっと矛盾が生じるよう
な気がするんですよね。あれ、うなってもすぐ使えないですよ。草がひどすぎて。根っこばっか
りなんですよ。

(山崎委員) ちょっと根本的に良く分からないのですが、納税猶予の税務署としての承認の判断と
いうか、その判断材料というのはどんなものがあるのかなと思ったんですけど、その中には農
業の作付けをしてとか、そういう項目というのはないのですか？ただ農地であればいいとい
うことだけなんですか？

(坂本委員) 私、その辺の事を聞いたことがあるのですが、税務署の方は農地として管理されて
いるかどうかというのは、農業委員会とかそういう行政組織に委託してあるので、そちらの判断
で、というのが税務署の判断です。

(議長) 他にご質問ございますか？

(小川委員) この、税務署に申請したのは何年ぐらい前ですか？

(事務局) 一応こちらは20年免除になりますので、約20年程前に申請はしているかと思
います。

(事務局長) 平成14年に・・・

(唐澤委員) これで免除になるんですかね？

(議長) 切れるってことですか？

(事務局) これで自ら農地として使用しているということで、農業委員会の方から税務署に回答
すると、ここで納税猶予が免除になりますね。納税猶予自体がここで免除ということになります。

(唐澤委員) 確かにここ、自分で作ってないんですよ。手前の方は草になって、それは頼んで耕耘
してもらっているというような状態なんですよ。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) やはり、すぐに農地として使える状態に戻したところで、認めたらいかがですか？
当然そうでしょう？と思うんですけど。

(小川委員) 今回、とりあえず。

(嶋崎委員) だって、しょうがないでしょう？

(事務局次長) そうしましたら、一応今、嶋崎委員から農地の状態に戻して、そこでもう一度審議

という形でよろしければ、税務署からこのように確認が来ているということで所有者にお伝えをして、今のままだと農地としては認められないと。農地として使える状態、もしくは作付ける等をしていただいた上で判断をしますので、早々に動いてください、ということで指導する形でよろしいでしょうか？

(議長) 次回の総会までにやっていただく・・・

(事務局次長) 自らやるということですね。

(議長) では今回は保留で、また次回の総会でこちらの案件が出てきますので、その時の調査した結果を委員さんから報告していただいて、そこで判断をする、ということでよろしいでしょうか？

(笹本委員) すみません、1つだけ。おそらく、ご本人はトラクターをかけている時点で、農地として維持されていると考えていると思うんですね。私も嶋崎さんと同じ考えで、あの草はうなり込んだところで、到底使えるものではないという風に思うんですよ。多分そういう意識のズレがあるんじゃないかなと思うので、農業委員、現役の農家さんから見てあの草は厳しいので、あの草を何とかしてください、というような伝え方をした方がいいんじゃないかな、と思うのですが、どうでしょう？

(嶋崎委員) いいと思いますね。それと今、生えているあの草は根っこが長いんですよ。あれを20センチぐらいの耕運機でうなっても、途中で切れて、また生えてくるので。

(笹本委員) 結構強い・・・除草剤が効きにくい、なかなか駆除が大変な草なので。

(事務局次長) それでは、まずそういった形で一旦指導をさせていただいて、来月の時点でご判断をいただくということで、よろしいでしょうか？

(全委員) はい。

(議長) 今後、こういうことがないように、ある程度納税猶予地は日頃から良く見ておいた方がいいですね。それでは、この案件は次回の総会まで保留ということにいたします。続きまして、第6号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。第6号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和4年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第6号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。同じく22日に宮崎委員と事務局とともに現地を確認してまいりました。地図は20ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

見ていただいたとおりの形の場所です。一番手前の南側の道路沿いの所には、栗が2本ぐらい植わってました。それ以外の南北に細く伸びている所は、なんて表現したらいいのか、このとおりの形の土地です。この〇〇-〇の南側の他の方の土地にも栗が植わってまして、この辺り一団で栗が植わっているのかなという風には見えるような形になっています。現状、その栗も状態はあまり良くなって、下草の方も伸ばしていた草が今、枯れている状態なのかな

という状況で、正直、現状はあまり良い状態ではありません。ただ、今回は主たる従事者証明として、当事者の方はもう10年前に亡くなっておりますので、その10年前の状況というのは正直、私は分かりません。なので、大変申し訳ないのですが、地元の委員であります、山崎委員にその10年前、ご当人がご存命だった頃のことをもし分かれば、補足で説明していただけるとありがたいなと思うのですが、よろしく願いいたします。

(山崎委員) はい。それでは補足をさせていただきます。私も〇〇〇〇〇さんと同じ地域に住んでおりますので、〇〇〇〇〇さんを良く知っております。〇〇〇〇〇さんは何ヶ所も畑を持っていて、私の近くにも畑があって、とにかくまめに畑をやっているという方で、確か12年ぐらい前に亡くなられたんですけど、とにかくコツコツやっているなという印象が今でも残っています。今回の議案の農地については、栗と、もしかしたら梅もあったんじゃないかなという気もするのですが、いずれにしても●●坪ぐらいの土地で、他の畑もやりながらよく草刈りをして、きれいに管理をしていたと私は思っています。よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原委員、山崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第6号議案・番号3 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは、現地調査についてご報告させていただきます。3月23日に堀江職務代理と事務局と4名で現地調査を行いました。現地につきましては、21ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

台形の畑には南側の道路沿いにナノハナ、シュンギク、ビオラ等が植えられていました。中央にはネギの苗畑、ネギ、タマネギ、エンドウ、キャベツなどが植え付けられて、北側の隣地との境には7、8年生の枝垂れ桜、八重桜が5本、それから樹高が3メートルぐらいのムクケヤキですかね、ケヤキの木、それからトウカエデ、月桂樹が各1本植えられています。南西角には2メートル×1メートルぐらいの小さいビニールハウスがありました。なお、当該地と私の自宅が大変近くにありまして、申請者の〇〇〇さんは●●●にお住まいなんですけど、この相続があってから10年近く、車で良く通って畑をやっていました。このような状況から〇〇〇さんが主たる従事者であったということは、間違いのないように思います。今朝も〇〇〇さんは畑に来ておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号3について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第7号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書8ページ目をご覧ください。第7号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和4年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第7号議案・番号1 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る3月23日に事務局2名と坂本委員の4名で現地確認を行いました。場所につきましては、22ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑には西洋野菜が作付けされており、ビーツという赤カブですかね、それとケールが栽培されていたようです。この土地は数年前より〇〇さんが作業委託を受けて、耕作していたとのございます。〇〇さんは皆さんご存知のとおり新規就農者ということで、すでに秋川ファーマーズセンターに出荷をしております、現在一生懸命農業に取り組んでおり、問題はなかろうかと思いますが、ご審議の程よろしくお願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第7号議案・番号2 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。それでは報告いたします。地図は23ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの方は現在よく耕耘されていると言うか、耕耘したばかりのような状況でございました。こちらは〇〇さんが使用するということですが、本人に聞いた訳ではないのですが、多分これからトウモロコシの作付けか何かされるんじゃないかなという、そのような状況です。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第7号議案・番号3 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の堀江職務代理、説明願います。

(堀江職務代理) はい。先日3月23日に野崎委員と事務局と合計4名で現地確認に行っていました。地図は24ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地はきれいに耕耘して、すぐにでも使える状態になっていました。使うのは〇〇さんということですが、本人とも話し合いがうまくいっているようなので、問題はないと思いますが、よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江職務代理から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号4についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第7号議案・番号4 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の堀江職務代理、説明願います。

(堀江職務代理) はい。同じく3月23日に野崎委員と事務局と合計4名で現地を確認してまいりました。地図は25ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

南北に長い畑なんですけれども、真ん中に通路が1本入ってしまっていて、更新ということなのでずっと使い続けているようで、もうトウモロコシの柵が6柵、マルチが敷いてありまして、3列はもう種を蒔いてマルチがかけてありました。残りの半分もきれいに耕耘してありまして、また続けて多分トウモロコシと思いますが、いつでも使える状態になっています。問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江職務代理から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号4の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号5についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書9ページ目をご覧ください。

(第7号議案・番号5 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。22日に現地調査に行っておりまして。地図は26ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

タマネギ、ハクサイ等が3分の1ぐらい作付けされておりまして、一部ちょっと残渣が残っているのですが、あとはきれいに耕耘されておりまして、次の作付けの準備に入っていると思われまして。何ら問題ないと思っておりますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号5の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号6について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第7号議案・番号6 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。先ほどと同様3月23日に4名で現地を確認してまいりました。場所につきましては、27ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑は冬物野菜が終わり、きれいに耕耘されており、何も問題ないかと思っております。よろしくご審議の程お願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ござい

ますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号6の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号7について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第7号議案・番号7 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号7について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。先ほどと同様3月23日に4名で現地を確認いたしました。場所につきましては、28ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

これも先ほどと同様に冬野菜が終わり、きれいに耕耘されており、問題なかろうかと思えます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号7の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和4年あきる野市農業委員会3月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、4月25日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時15分